

令和3年11月15日

保護者様

舞鶴市立城南中学校
校長 岡田 哲也

タブレット端末の家庭での利用について

錦秋の候 保護者の皆様におかれましてはますますご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、タブレット端末の持ち帰りに向けた準備作業が完了いたしました。今後、家庭でタブレットを使って学習するために持ち帰り練習を行います。

つきましては、タブレットの持ち帰りの日程やご家庭でタブレットを利用するにあたっての注意点については下記でご確認ください。

記

1 タブレットの持ち帰りの日程

- (1) 第1回 11月17日(水) 【学校に持って行く日18日(木)】
- (2) 第2回 11月19日(金) 【学校に持って行く日22日(月)】
- (3) 第3回 11月22日(月) 【学校に持って行く日24日(水)】
- (4) 第4回 11月24日(水) 【学校に持って行く日25日(金)】

※ 学期末まとめテストの勉強に活用してください。

※ 授業でも利用します。学校に持って行く日をご確認ください。

※ 第2回からは充電器も持ち帰ります。セットで管理をしてください。

※ 第4回までの持ち帰りの状況を踏まえ、今後の持ち帰り方法について検討します。

2 家庭での利用について

- (1) 学校からの宿題は当面オフライン(Wi-Fi等に接続していない状態)で行う課題とします。
- (2) 持ち帰ったタブレットはご家庭のWi-Fi機器と接続していただいて結構です。持ち帰り時に設定の手順のプリントを配付いたします。また、その場合フィルタリングソフトが起動します。プリントの手順に従って設定を行ってください。
- (3) 持ち帰ったタブレットは家庭での学習活動のために使うことが目的です。家庭での学習が有意義なものになるよう、ご家庭でもご指導ください。
- (4) 裏面に9月に配付いたしました「家庭学習でのタブレット端末の活用について」のプリントの注意事項を掲載しておりますので、ご家庭でのタブレットの利用についてお子様とともにご確認ください。

9月配付プリントの「家庭学習でのタブレット端末の活用について」注意事項

1 タブレット端末持ち帰りの目的等

- (1) 学校より貸与するタブレット端末は、家庭での学習活動のために使うことが目的です。
- (2) 学習活動以外での利用はさせないでください。
- (3) 利用は生徒の住居を基本とします。

2 持ち帰る機材について

- (1) タブレット端末、タッチペン、充電器を持ち帰ります。持ち帰った日の次の登校日に学校へ持って行かせてください。
- (2) 充電ケーブルはコネクタ部分をしっかりと持ち、丁寧に抜き差しするようよろしくお願いいたします。
- (3) タッチペン及び充電器については、必要に応じて持ち帰ることとします。

3 ご家庭での利用について

<生活習慣、健康管理>

- (1) 20分に一度は休憩を取り、健康面に配慮して利用させてください。
- (2) 就寝時刻の1時間前には、タブレット端末の利用を控えさせてください。

<Wi-Fiへの接続について>

- (1) 家庭でのWi-Fi接続は、各家庭の責任で行ってください。
- (2) 有害サイトにアクセスできないようにフィルタリングを行っていますが、完全に防ぐことができるものではありません。家庭でも生徒が有害サイトにアクセスしないよう、閲覧状況について把握してください。
- (3) 家庭でのWi-Fi接続に係る通信料等は各家庭で負担してください。

<安全な使用・管理>

- (1) 学習と関係のないウェブサイトには接続しないようにお願いします。なお、誤って不適切なサイトに入ってしまった時はそのまま何もせず、すぐに画面を閉じ、学校にお知らせください。
- (2) ウィルス感染等の不具合が起こった場合、原因追及のために、閲覧履歴を確認させていただくことがあります。
- (3) 紛失・盗難・破損・水没など、タブレット端末の扱いや保管には、十分に気を付けるようお願いします。また、保護者の目の届くところで保管してください。
- (4) 故障の原因になるため、湿気の多いところ、日光が強く当たる場所、ストーブ付近、小さい子どもやペットがいる場所等での使用や保管はご注意ください。
- (5) 登下校中は事故や破損につながる可能性があるため、タブレット端末を使用させないでください。

<個人情報、人権、プライバシー>

- (1) 自分や他人が特定できる個人情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、アカウント・ID・写真など)をネットに上げたり、教えたりすることは絶対にさせないでください。
- (2) 人権を侵害するような書き込み・使い方は絶対にさせないでください。
- (3) 人や人の物などを撮影するときは、学習に使用する場合であっても、使用する目的を伝え、相手の許可を得るようにさせてください。
- (4) 犯罪や悪質ないじめ等につながる使用の可能性がある場合の対策として、タブレット端末の操作履歴を保存しています。
- (5) 児童(生徒)の学習履歴について、個人の状況に応じた学習内容を分析し提供することを目的とし、保存させていただく場合があります。

<不具合や故障>

- (1) タブレット端末に不具合や故障が生じた時には、修理等の対応をしますので、詳細を学校までお伝えください。
- (2) 故障・破損・紛失や盗難等が「故意」または「重大な過失」及び「悪質」と確認された場合は、相応の費用を弁償していただきます。